介護用品ショップあっぷる溝の口店

指定(予防)福祉用具貸与 運営規程

(事業の目的)

第1条

株式会社セレモニアが開設する、介護用品ショップあっぷる溝の口店(以下「事業所」という)が行う指定福祉用具貸与事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員(介護福祉士・義肢装具士・保健婦(士)・看護婦(士)・准看護婦(士)・理学療法士・作業療法士・社会福祉士)又は、厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者、もしくは都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認める者(以下「専門相談員」という)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定福祉用具貸与サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1. 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び、人格を尊重として、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるものとする。
- 2. 事業所の専門相談員は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができる様、利用者の心身状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い、福祉用具を貸与することにより利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練等に資するとともに、利用者を介護するものの負担の軽減を図る。
- 3. 事業の実施にあったては、地域との結びつきを重視し、市町村・他の居宅サービス事業者・ その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1. 名称 介護用品ショップあっぷる 溝の口店
- 2. 所在地 川崎市高津区下作延 2-7-41 コロナーデ溝口 206

(職員の職種・員数及び勤務内容)

第4条

事業所に勤務する職員の職種・員数及び職務内容は、次の通りとする。

- 1. 管理者 1名 (常勤の兼務) 管理者は、事業所における従業者及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも指定福祉用具 貸与の提供にあたるものとする。
- 2. 専門相談員 4名(常勤の兼務3名、非常勤で兼務1名) 専門相談員は福祉用具の選定・相談業務にあたるものとする。

(事業所の営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。(但し、12月29日~1月3日までを除く)
- 2. 営業時間 月曜日から土曜日まで 午前9時から午後6時までとする。(日曜・祝日は休業)

(福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料、その他の費用)

第6条

指定福祉用具貸与の提供方法は、次の通りとする。

- 1. ①指定福祉用具貸与の提供にあたっては、身体の状況に応じて使用方法の指導・使用上の留意事項・故障時の対応などを使用者に適切に行う。
 - ②指定福祉用具貸与の提供にあたっては、常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具 貸与を行う。
 - ③提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常に改善を図るものとする。
- 2. 指定福祉用具貸与の提供にあたり、取り扱う種目は、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係わる福祉用具の種目に基づいた別添カタログ掲載種目とする。

貸与種目

| 1. 車椅子 | 8. スロープ |
|------------|----------------|
| 2. 車椅子付属品 | 9. 歩行器 |
| 3. 特殊寝台 | 10. 歩行補助杖 |
| 4. 特殊寝台付属品 | 11. 認知症老人徘徊感知器 |
| 5. 床ずれ予防用具 | 12. 移動用リフト |
| 6. 体位変換器 | 13. 自動排泄処理装置 |
| 7. 手すり | |

- 3. 指定福祉用具貸与を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準に基づく別紙料金表 (カタログ) によるものとし、当該指定福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、 給付割合の額とする。
- 4. 通常の事業実施地域以外の地域で行う、指定福祉用具貸与に要した実費交通費並びに搬入出費は、あらかじめ利用者またはその家族に対し事前に文書で説明し、同意を得て文書に記名押印を受けるものとする。
- 5. 開始月と終了月のレンタル料については、以下のように規定する。

レンタル開始月のレンタル料

- ・ 開始日がその月の15日以前 → 1カ月分の全額
- 開始日がその月の16日以降 → 1カ月分の1/2の額

レンタル終了月のレンタル料

- 終了日がその月の15日以前 → 1カ月分の1/2額
- 終了日がその月の16日以降 → 1カ月分の全額

ただし、レンタル開始と終了が同じ月内に行われた場合のレンタル料は、1カ月分全額の徴収となる。

- 6. サービス提供にあたり商品注文後、利用者の都合により注文を撤回した場合、下記の通り利用者負担金が発生するものとする。ただしやむを得ない事由にあってはこれに該当しない。
 - ・利用開始日の前々日までの申し出:無料
 - ・利用開始日の前日での申し出:基本料金の25/100円
 - ・利用開始日当日での申し出:基本料金の50/100円

(通常の事業の実施地域)

第7条

通常の事業実施地域は以下の通りとする。

- 川崎市全域
- 横浜市 (緑区・鶴見区・神奈川区・青葉区・都筑区・港北区)
- ·東京都 (世田谷区·大田区)

(衛生管理等)

第8条

- 1. 事業所の管理者は従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。
- 2. 回収された指定福祉用具の消毒保管にあたっては、適切な方法により行う事とする。
- 3. 事業所は福祉用具の洗浄・消毒・点検・保管・修理・一部配送及び事業の目的を達成するために付随する行為について下記の事業者へその業務を委託するものとする。
 - ・株式会社日本ケアサプライ 神奈川営業所 (東京都町田市南町田 3-35-40)
 - ・パラマウントケアサービス株式会社 横浜センター (神奈川県横浜市鶴見区駒岡 2-5-10)
 - ・野口株式会社 神奈川営業所(神奈川県川崎市中原区下小田中 5-13-31)
 - ・ケアレックス株式会社 横浜支店(神奈川県横浜市緑区青砥町 385-1)
 - ・株式会社ニシケン 横浜営業所(神奈川県横浜市港北区新羽町 1146-1)

(虐待防止に関する事項)

第9条

- 1. 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次の各次号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための基本方針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は、養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他の運営に関する留意事項)

第10条

1. 従業者の研修機会の確保

事業所は、専門相談員の質的向上を図るための研修の機会を下記の通り設けるものとし、 また、業務体制を整備する。

- ・採用時研修 採用後1ヶ月以内に実施する。
- ・継続研修 年1回以上

2. 秘密保持及び個人情報保護

- ・従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持し、他者へ漏洩してはならない。
- ・従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約 の内容とする。
- ・個人情報の収集に際しては事業の目的を達成するための範囲に限定し、従業者は事業者の 定める個人情報使用目的・規定を厳守する。
- 3. 掲示及び目録の備え付け
 - ・利用者の見やすい場所に運営規定の概要を提示し、サービス利用申込者の選択に資するよう努める。
 - ・サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう、取り扱う福祉用具の品目・品名・利 用料金等を記載した目録を事業所に備え付ける。

4. 苦情処理

・利用者は事業者のサービス提供にあたり、苦情があった場合には下記へそれを申し立てる ことができる。

事業者相談窓口:044-870-8191

川崎市健康福祉局高齢者事業推進課:044-200-2666

神奈川県国民健康保険団体連合会:045-329-3447

・また、事業者は利用者より苦情があった場合、迅速かつ誠実に対応し、苦情の申し出あったことにより利用者が不利益を被ることがないよう配慮する。

5. 事故発生時の対応

事業者はサービス提供によって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合にはこれを賠償し、その事故発生に際しては利用者家族ならびに医療機関へ連絡、その他適切な措置を講じるものとする。

6. 事業者は正当な利用なく指定福祉用具サービスの提供を拒んではならない。 ただし、やむを得ない事由により自社によるサービス提供が困難な場合には、他の指定福祉 用具貸与事業者を紹介する等、最大限の努力を講じる。

- 7. 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速 やかに当該申請が行われるように必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れて 援助を行う。
- 8. 利用申し込み者が法定代理受領サービスの提供を受けるための援助を行う。
- 9. 居宅計画サービスが作成されている場合には、計画に沿ったサービスを提供すると共に、利用者に計画の変更の意向がある時は、必要な援助を行う。
- 10. 利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して指定福祉用具サービスを提供する。
- 11. 従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者または家族から求められたときは、これを提示するものとする。

附則

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- この規程は、平成12年6月1日から施行する。
- この規程は、平成13年11月1日から施行する。
- この規程は、平成14年11月16日から施行する。
- この規程は、平成15年6月1日から施行する。
- この規程は、平成16年7月1日から施行する。
- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この規程は、平成18年8月1日から施行する。
- この規程は、平成19年1月1日から施行する。
- この規程は、平成19年4月5日から施行する。
- この規程は、平成19年8月1日から施行する。
- この規程は、平成20年1月30日から施行する。
- この規程は、平成20年3月12日から施行する。
- この規程は、平成20年7月7日から施行する。
- この規程は、平成21年5月1日から施行する。
- この規程は、平成21年9月1日から施行する。
- この規程は、平成22年1月1日から施行する。
- この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- この規程は、平成24年8月1日から施行する。
- この規程は、平成25年11月1日から施行する。
- この規程は、平成26年6月1日から施行する。
- この規程は、平成27年3月1日から施行する。
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。

- この規程は、平成28年7月21日から施行する。
- この規程は、平成30年6月1日から施行する。
- この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- この規程は、令和元年6月1日から施行する。
- この規程は、令和2年6月1日から施行する。
- この規程は、令和4年7月1日から施行する。
- この規程は、令和5年11月1日から施行する。